

件名	愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例
主管課	警察本部 生活安全部 生活安全企画課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）、警察法（昭和29年法律第162号）等
<p>【制定の概要】 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり（以下「安全安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための施策の基本となる事項等を定めることにより、安全安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。</p> <p>第1章 総則（第1条―第9条） 1 安全安心なまちづくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下、県民等による自主的な活動を基本とし、県、市町及び県民等が連携、協力して推進する。 2 県の責務、県民及び事業者の役割、地域活動団体の取組、県の市町への支援及び協力を定める。 3 県は、市町、県民等及び関係機関と連携、協力して、安全安心なまちづくりを推進するための体制を整備するとともに、安全安心なまちづくりに関する施策を推進するための計画を策定し、公表する。</p> <p>第2章 犯罪の防止のための自主的な活動の促進（第10条―第13条） 1 県は、県民等の安全安心なまちづくりへの関心、理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うとともに、防犯の日（毎月5日）及び安全安心なまちづくり旬間（10月11日～10月20日）を設ける。 2 県は、県民等の自主的な活動の促進のため、必要な情報の提供、助言等を行う。 3 知事は、自主防犯団体を支援する「自主防犯団体支援センター」を指定することができ、県は、同支援センターに対し、必要な情報の提供、助言等を行う。 4 県は、高齢者、子ども、女性、障害者等が犯罪による被害を受けないよう、市町及び県民等が連携し、地域ぐるみによる安全確保が行われるよう必要な情報の提供、助言等を行う。</p> <p>第3章 学校等における子どもの安全確保等（第14条―第16条） 1 学校等の設置者等は、地域の防犯活動を行う県民等と連携を図り、学校等での安全推進体制を整備するなど、学校等における子どもの安全確保に努め、県は、安全確保の指針を策定する。 2 通学路等の管理者、保護者、学校の管理者、住民、警察署長等は、連携して通学路等における子どもの安全確保に努め、県は、安全確保の指針を策定する。 3 県は、学校等、家庭及び地域と連携して、子どもが犯罪による被害を受けないようにするための教育及び犯罪を起ささないようにするための教育の充実に努める。</p> <p>第4章 犯罪の防止に配慮した環境の整備等（第17条―第20条） 1 道路、公園、駐車場等の管理者等は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努め、県は、その普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した構造、設備等の指針を策定する。 2 住宅の建築主等は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努め、県は、建築主等に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等について、必要な情報の提供、助言等を行うとともに、その指針を策定する。 3 県は、携帯電話等の情報通信技術を利用する犯罪による被害を防止し、及び青少年が安全に安心して情報通信技術を利用できるようにするため、県民等に対し、必要な情報の提供、助言等を行う。 4 公共の場所に防犯カメラを設置し、及び利用する者は、県の定める指針に基づき、人権を侵害することのないよう配慮する。</p> <p>第5章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進等（第21条―第23条） 1 事業者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する事業施設の整備に努め、警察署長は、事業者に対し、必要な情報の提供、助言等を行う。 2 事業者は、実情に応じ、防犯の責任者を置くなど犯罪の防止のための措置を講ずるよう努める。 3 事業者は、更生保護についての理解を深めるとともに、その促進に努め、県は、事業者に対し、更生保護活動の促進に必要な情報の提供、助言等を行う。</p> <p>第6章 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進（第24条） 自転車利用者は、利用する自転車について、盗難等の犯罪による被害を防止するための措置を講ずるよう努め、自転車の小売業者等は、犯罪防止用具等の普及に努め、県は、自転車に係る犯罪による被害を防止するため、県民等に対し、必要な情報の提供、助言等を行う。</p> <p>第7章 犯罪被害者等に対する支援（第25条） 県は、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、犯罪被害者等の支援に関する施策を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、関係機関・団体等と連携して行う。</p>	
施行日	平成25年4月1日
<p>【その他参考事項】 罰則なし。</p>	